

# 福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市保育体制強化事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、地域住民、子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を、保育所等における施設外での活動の際の児童の見守りその他の保育に係る周辺業務に活用することにより、施設内外における児童のさらなる安全を確保するとともに保育士の負担を軽減し、児童の安全な保育環境及び保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、保育所等とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）及び認定こども園法第17条第1項の規定による認可を受けた認定こども園であって、市内に所在するものをいう。

## (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等が、第1号に掲げる業務又は第1号に掲げる業務及び第2号から第6号までに掲げる業務のいずれかを行うための保育支援者（保育士資格を有しない者であって、平成26年4月1日以降に配置した者に限る。）を配置する事業とする。

- (1) 保育施設外における児童の活動に係る行動把握、危険箇所の確認その他の保育体制強化事業実施要綱（令和2年子発0401第16号「保育人材確保事業の実施について」別添6）4(2)①に規定する業務
- (2) 保育施設、遊ぶ場所、遊具等の消毒又は清掃
- (3) 給食の配膳又は片付け
- (4) 寝具の用意又は片付け
- (5) 外国人の児童の保護者等との意思疎通に係る通訳又は翻訳
- (6) その他、保育士の負担軽減に資する業務

- 2 前項に規定する保育所等は、次のいずれかに該当しなければならない。
  - (1) 保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む。）の数と、前年同月（前年同月において保育所等の運営実績がない場合は、「保育所開所月」と読み替える。次号において同じ。）における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含まず。）の数を比較し、その結果、保育士及び保育士以外の者それぞれにおいて同数以上であること
  - (2) 保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士の数の割合が、当該保育所等の前年同月における児童の定員数に対する保育士の数の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士以外の者（保育支援者を含む。）の数の割合が、当該保育所等の前年同月における児童の定員数に対する保育士以外の者（保育支援者を含まず。）の数の割合以上であること
- 3 第1項第1号に掲げる業務を行うため保育支援者は、当該年度内において市長が適当と認める交通安全に関する講習会を受講しなければならない。

#### （補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。ただし、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付、福岡市保育協会補助金その他の補助金の交付等により、当該経費が交付されている場合を除く。

- (1) 報酬
- (2) 給料
- (3) 職員手当等
- (4) 賃金
- (5) 報償費
- (6) 旅費
- (7) 共済費
- (8) 役務費
- (9) 委託料
- (10) 使用料及び賃借料

#### （補助金の額）

第6条 補助金の額は、保育所等1箇所につき月額14万5千円以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福岡市内に所在する保育所等を運営する者であること
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員，法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(申請の手続)

第8条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市保育体制強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、保育支援者を配置した日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、速やかに決定の内容及び交付の条件を福岡市保育体制強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業の変更)

第11条 第9条の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、保育支援者を新たに配置し、又は配置しないこととしたときは、福岡市保育体制強化事業補助金変更届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(状況の報告)

第12条 補助金交付決定者は、補助事業の収支状況を明らかにするために必要な書類を備え付けるとともに、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助金交付決定者は、福岡市保育体制強化事業補助金実績報告書（様式第4号。以下、「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、福岡市保育体制強化事業補助金実績調査報告書（様式第5号）を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市保育体制強化事業補助金確定通知書（様式第6号）により速やかに当該認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、保育所等運営者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、次に掲げる場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 保育所等運営者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 保育所等運営者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 保育所等運営者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の時期)

第16条 この補助金は、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）第17条第1項ただし書きの規定を適用し、概算払により、これを交付するものとする。ただし、申請の時期が概ね10月を過ぎた場合において交付するものについては、概算払によらないでこれを交付することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月7日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の要綱第4条第2項第2号の要件を満たすものとして、令和2年7月6日までに第8条の申請を行った者については、令和2年度に限り、改正後の要綱第4条第2項第2号の要件を満たすものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。